

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5934 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月11日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 保険料の調書の見直し

Q：保険料に関する調書が見直されたとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

保険料の調書が見直され、保険会社は、平成30年1月1日から、契約者変更に関する情報を税務署に提出しなければならないこととされました。

この調書を「保険契約者等の異動に関する調書」といい、契約者の死亡により契約者変更の手続きが行われた場合には、新保険契約者等、死亡した保険契約者等、被保険者等の住所や氏名のほか、解約返戻金相当額や死亡した保険契約者等の払込保険料等の金額をその変更の効力が生じた日の属する年の翌年1月31日までに、保険会社はその内容を税務署に提出することになります（解約返戻金相当額が100万円以下であるものを除く）。

また、保険金等が支払われた際に保険会社が作成していた「生命保険契約等の一時金の支払調書」も改正されて、これに直前の保険契約者等、その契約に係る現契約者が払い込んだ保険料の額、契約者変更の回数も記載することとなりました。

これらによって、相続税や贈与税の課税対象となる情報が、税務署に把握されることとなります。

